○防衛省告示第十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年二月十三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年二月二十二日（予備、同月二十三日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年二月十三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年二月二十六日（予備、同月二十七日及び同月二十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第七十号仙塩広域都市計画道路事業三・五・百九十号植松田高線

三　事業施行期間　自平成二十五年三月十八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十三日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	松戸市上矢切字南台一三七番三地先から同市上矢切字南台一三二番一（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月十三日

○関東地方整備局告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十三日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　二百九十八号　松戸市上矢切字南台一三七番三地先から同市上矢切字南台一三二番一まで　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年二月十四日

○中部地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東海市浅山一丁目一四番から同市名和町南埋田六五番一まで	前	三四・七五～一三一・七七メートル
	後	三六・四一～一三五・一九メートル
		〇・〇六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	東海市浅山一丁目一四番から同市名和町南埋田六五番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月十三日

○九州地方整備局告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十三日

九州地方整備局長　小平田浩司